

試験会場番号		
--------	--	--

# 第 22 回

## 社会福祉法人経営実務検定試験

### 問題用紙

### 経営管理

(令和 6 年 12 月 1 日施行)

- ◇問題用紙及び解答用紙の指定の欄に試験会場番号・受験番号と氏名を記入してください。
- ◇受験票を机の通路側に見えるように置いてください。
- ◇机の上には筆記用具、電卓、腕時計、受験票以外は置かないでください。
- ◇会場内では携帯電話の電源をお切りください。
- ◇解答は楷書で明瞭にご記入ください。文字の判別ができない場合や誤字・脱字・略字は不正解とします。
- ◇解答欄には解答以外の記入はしないでください。解答以外の記入がある場合には不正解とします。
- ◇金額は 3 桁ごとにカンマ「,」を記入してください。3 桁ごとにカンマ「,」が付されていない場合には不正解とします。
- ◇検定試験は各級とも 1 科目 100 点を満点とし、全科目得点 70 点以上を合格とします。ただし、各級・各科目とも、設問のうちひとつでも 0 点の大問がある場合には不合格とします。
- ◇試験時間は 14 : 00 から 15 : 30 までの 90 分です。
- ◇途中退室は 14 : 30 から 15 : 20 の間にできます。途中退室された場合は再入室することはできません。なお、体調のすぐれない方は試験監督係員にお申し出ください。
- ◇試験開始時間までに、裏表紙の注意事項もお読みください。
- ◇問題用紙・解答用紙・計算用紙はすべて回収し、返却はいたしません。
- ◇問題と標準解答を 12 月 2 日 (月) 午後 5 時に、(一財)総合福祉研究会ホームページにて発表します。
- ◇合否結果は 1 月下旬ごろインターネット上のマイページで各自ご確認ください。なお、個別の採点内容や得点等についてはお答えいたしかねますのでご了承ください。
- ◇合格証書は 2 月中旬ごろご自宅に発送いたします。

受験番号		氏名	
------	--	----	--

共催 一般財団法人総合福祉研究会  
公益社団法人全国経理教育協会  
後援 厚生労働省

1

(30点)

社会福祉法人に関する下記の文章の内容が正しいものには○、間違っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 社会福祉法人は、設立の登記をすることによって成立する。
- (2) 自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れることができる。
- (3) 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所において、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有としなければならない。
- (4) 理事長以外の理事が職務を代理し及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは、有効である。
- (5) 同一労働・同一賃金とは、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。
- (6) 理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったとみなす旨を定款に規定している場合において、監事が異議を唱えない場合に限り理事会の決議は省略することができる。
- (7) 公益事業の事業規模は、社会福祉事業の規模を超えることはできず、この判断は事業活動内訳表（会計基準省令第2号第2様式）におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものとされている。
- (8) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みとして、事業所・施設において苦情解決責任者、苦情受付担当者を任命し、第三者委員を設置する必要がある。
- (9) 「現況報告書」の§14「ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」について、記帳代行業務を行っている税理士を記載することができる。
- (10) 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員（理事長を除く）でも可能である。

2

(30点)

以下の(1)～(15)の文章の( )にあてはまるものとして適切なものを選んで、解答欄に記入しなさい。

- (1) 社会福祉法人は、その( )を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。  
( ア 設立認可証      イ 定款                      ウ 登記簿謄本              エ 就業規則 )
- (2) 社会福祉法人は、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他( )を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。  
( ア 医療事業              イ 社会福祉事業              ウ 公益事業              エ 収益事業 )
- (3) 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な( )を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。  
( ア 資金                      イ 資格                      ウ 識見                      エ 経験 )
- (4) 定時評議員会は、( )一定の時期に招集しなければならない。  
( ア 毎会計年度の終了後              イ 毎会計年度の終了までに  
ウ 毎会計年度の開始までに              エ 毎会計年度の開始後 )
- (5) 評議員総数7名のうち1名が欠席した場合の、普通決議事項の成立要件は、( )以上の賛成多数を要する。  
( ア 2名                      イ 4名                      ウ 5名                      エ 3名 )
- (6) 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の( ) (これを上回る割合を定款で定めていない場合)が出席し、その( ) (これを上回る割合を定款で定めていない場合)をもって行う。  
( ア 過半数                      イ 2分の1                      ウ 3分の2                      エ 3分の1 )

- (7) 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならないが、理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に（ ）。
- ( ア 反対したものと推定する      イ 賛成したものとみなす  
ウ 賛成したものと推定する      エ 反対したものとみなす )
- (8) 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、その権限に加えた制限は、（ ）対抗することができない。
- ( ア 善意の第三者に      イ 第三者からは      ウ 裁判所を除いて      エ 誰にも )
- (9) 職員が事業場においてケガを負った場合に、医療機関で使用する保険制度は、（ ）である。
- ( ア 雇用保険      イ 労災保険      ウ 健康保険      エ PL保険 )
- (10) 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支給しなければならないこととされており、源泉所得税や社会保険料のように法令に別段の定めのあるもの以外のものを賃金から控除する場合には、労働基準法（ ）の規定に基づく協定が必要である。
- ( ア 第12条      イ 第24条      ウ 第36条      エ 第25条 )
- (11) 監事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において（ ）者であることによることとされている。
- ( ア 理事会を1回欠席している      イ 理事会を2回以上続けて欠席している  
ウ 理事会に遅刻したことがある      エ 理事会を途中退席したことがある )
- (12) 食料品・物品等の買入に係る随意契約を行う場合、予定価格が（ ）を超えない場合には、2社の業者からの見積りを徴し比較することで契約することができる。
- ( ア 250万円      イ 160万円      ウ 100万円      エ 50万円 )
- (13) 社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2021年度版）によると、サービス活動増減差額率の中央値は2.36%となっており、仮に、サービス活動増減差額が472万円だとすると、サービス活動収益合計は（ ）百万円となる。
- ( ア 20      イ 200      ウ 2,000      エ 250 )

(14) 次に掲げる項目のうち、正しいものをすべて解答欄に記入しなさい。

- ア 全ての社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事、監事会及び会計監査人を置かなければならない。
- イ 定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- ウ 会計監査人は、理事会の決議によって選任する。
- エ 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を延長することを妨げない。
- オ 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(15) 社会福祉法人の理事長及び業務執行理事は（ ） 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りではない。

- ア 2年に1回
- イ 少なくとも年に1回
- ウ 必要と判断した場合のみ
- エ 3か月に1回以上

**3** (20点)

以下の各設問に答えなさい。

- (1) 社会福祉法人A（以下、A法人という。）では、カラー複合機を購入すべきか、リースすべきか検討している。それぞれの場合の基礎データは次のとおりである。

費用名目	購入（ア）	リース（イ）
現金による一括取得費用もしくは月額リース料	220万円	4万円
印刷費用（モノクロ）	1円/枚	2円/枚
印刷費用（カラー）	12円/枚	30円/枚
メンテナンス費用	1万円/年	月額リース料に含まれている。

（ア）の購入について、現金で一括で取得し、使用期間経過後の処分費用及び処分価値は設問の便宜上発生しないものとする。

（イ）のリース契約は、年単位で契約するものであり、月単位では契約できない。また、当該リース契約は、社会福祉法人会計基準に照らして判断した場合、いわゆる賃貸借取引が認められるオペレーティング・リース取引に該当するものと判断される。

なお、固定資産税については、「非課税申告書」を提出しており、非課税の取扱いとなっている。

- ① 月間のコピー枚数がモノクロ 5,000 枚、カラー300 枚であると見込んでいる場合、A法人では、経済的にはどのように意思決定すべきと考えられるか、解答用紙の様式にしたがって答えなさい。なお、本問においては、取得費用以外の費用をランニングコストと定義し、投資に当たって必要となる資金の調達に伴う利息や、将来キャッシュ・フローの時間価値については一切考慮しないものとする。

- ② 次に、上記①のコピー枚数を前提に、使用期間（計画期間）を4年とする。また、A法人の資本コストを2%とする。（ア）購入した場合、（イ）リースした場合それぞれの割引現在価値を求めなさい。また、割引現在価値の差額原価から、経済的にはどのように意思決定すべきと考えられるか、解答用紙の形式にしたがって答えなさい。なお、購入の場合の取得費用については購入時点で現金にて一括で支出され、その他の支出は設問の便宜上その年度末にまとめて支出されるものとする。

また、本問においては、投資に当たって必要となる資金の調達に伴う利息そのものは考慮しないが、将来キャッシュ・フローの時間価値については考慮するものとする。

(参考) 資本コスト2%の場合の現価係数と年金現価係数

購入時点から	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
現価係数	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90
年金現価係数	0.98	1.94	2.88	3.8	4.7

なお、資本コストは将来キャッシュ・フローの割引計算に当たって次のように使用する。

例えば、資本コストが2%である場合、1年後の100円は現在  $100 \text{円} \div (1 + 0.02 (= 2\%))$  により98円、2年後の100円は現在  $100 \text{円} \div (1 + 0.02 (= 2\%))^2$  から96円となる。現価係数は、該当する期間にわたって所定の資本コストで割引いた場合に将来キャッシュ・フローに乗すべき係数、年金現価計数はその現価係数の累積値である。

(2) 就労支援事業を実施する社会福祉法人 B（以下、B 法人という。）は、今後喫茶店を運営することを検討している。当該喫茶店で提供する月間の手作りクッキーに関する生産能力、予定生産販売数、生産及び販売に伴う諸費用を次のとおり予想している。そこで、次の各設問について答えなさい。

(データ 1) 生産能力と予定生産販売数（月間）

生産能力 600 個、予定生産販売数 450 個

(データ 2) 生産及び販売に伴う諸費用（月間）

(単位：円)

	予定生産販売数 1 個当たり	450 個当たり (予定生産販売数)	生産能力 1 個当たり	600 個当たり (生産能力数)
就労支援事業原価				
材料費（変動費）	40	18,000	40	24,000
生産労務費（変動費）	10	4,500	10	6,000
生産経費				
変動費	4	1,800	4	2,400
固定費	6	2,700	4.5	2,700
販売経費				
変動費	4	1,800	4	2,400
固定費	2	900	1.5	900
合計	66	29,700	64	38,400

- ① 販売価格について、固定費を一切無視して、販売経費を含むすべての変動費に 50%をマークアップして算定した場合 87 円となる。このとき予定生産販売数である 450 個を生産し全て販売した場合の 1 カ月のサービス活動増減差額はいくらとなるか求めなさい。
- ② 目標とする 1 か月のサービス活動増減差額を総原価の 50%であるとした場合、手作りクッキー 1 個当たりの目標販売価格はいくらとする必要があるか求めなさい。なお、価格の決定方法は、固定費を考慮する方法とするが、手作りクッキー 1 個当たりの販売で回収する固定費は生産能力ではなく予定生産販売数によって計算するものとする。
- ③ ②の方法により価格を決定したが、実際の生産販売数量は月間で 300 個であったとする。この場合に、目標とする 1 か月のサービス活動増減差額を総原価の 50%とするためには、次月の手作りクッキー 1 個当たりの販売価格をいくらとする必要があるか求めなさい。なお、②と同様手作りクッキー 1 個当たりの販売で回収する固定費は生産能力ではなく予定生産販売数によって計算し、次月の予定は 300 個であるとする。
- ④ 目標とする 1 か月のサービス活動増減差額を総原価の 50%であるとした場合、手作りクッキー 1 個当たりの目標販売価格はいくらとする必要があるか求めなさい。なお、価格の決定方法は、固定費を考慮する方法とするが、手作りクッキー 1 個当たりの販売で回収する固定費は生産能力数によって計算するものとする。

4

(20点)

次の社会福祉法人C（以下、C法人という。）の【資料】令和6年度の計算書類等（要約）を踏まえて、次の各設問に答えなさい。

【資料】C法人の令和6年度の計算書類等（要約）

<要約法人単位貸借対照表>

要約法人単位貸借対照表（抜粋）

令和7年3月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	423,000	流動負債	177,000
現金預金	230,000	事業未払金	105,000
事業未収金	182,000	1年以内返済予定設備資金借入金	14,000
未収補助金	9,000	職員預り金	8,000
貯蔵品	1,000	賞与引当金	49,000
固定資産	1,494,000		
基本財産	1,361,000	固定負債	167,000
土地	738,000	設備資金借入金	147,000
建物	613,000	退職給付引当金	19,000
定期預金	10,000		
その他の固定資産	132,000	負債の部合計	344,000
土地	37,000	純資産の部	
構築物	14,000	基本金	550,000
車輛運搬具	7,000	国庫補助金等特別積立金	218,000
器具及び備品	18,000	その他の積立金	32,000
長期貸付金	3,000	施設整備等積立金	32,000
退職給付引当資産	19,000	次期繰越活動増減差額	772,000
施設整備等積立資産	32,000	純資産の部合計	1,573,000
資産の部合計	1,917,000	負債及び純資産の部合計	1,917,000

<要約法人単位事業活動計算書>

法人単位事業活動計算書（抜粋）

（自）令和6年4月1日（至）令和7年3月31日（単位：千円）

勘定科目		当年度決算	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	910,000
		保育事業収益	830,000
		経常経費寄附金収益	1,000
		サービス活動収益計	1,741,000
	費用	人件費	1,300,000
		事業費	210,000
		事務費	150,000
		減価償却費	22,000
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 10,000
		徴収不能引当金繰入	500
		サービス活動費用計	1,672,500
	サービス活動増減差額		68,500
	サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益
その他のサービス活動外収益			15,950
サービス活動外収益計			16,000
費用		支払利息	5,000
		その他のサービス活動外費用	11,500
		サービス活動外費用計	16,500
サービス活動外増減差額		△ 500	
経常増減差額		68,000	
特別増減の部	収益	その他の特別収益	-
		特別収益計	-
	費用	その他の特別損失	-
		特別費用計	-
	特別増減差額		-
当期活動増減差額		68,000	

<要約法人単位資金収支計算書>

法人単位資金収支計算書（抜粋）

（自）令和6年4月1日（至）令和7年3月31日（単位：千円）

		勘定科目	決算
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	910,000
		保育事業収入	830,000
		経常経費寄附金収入	1,000
		受取利息配当金収入	50
		その他の収入	15,350
		事業活動収入計	1,756,400
	支出	人件費支出	1,180,000
		事業費支出	210,000
		事務費支出	150,000
		支払利息支出	5,000
		その他の支出	10,500
事業活動支出計	1,555,500		
		事業活動資金収支差額	200,900
施設整備等による収支	収入	施設整備借入金収入	-
		その他の施設整備等による収入	-
		施設整備等収入計	-
	支出	施設整備等借入金元金償還支出	20,000
		固定資産取得支出	100,000
		その他の施設整備等による支出	-
		施設整備等支出計	120,000
		施設整備等資金収支差額	△120,000
その他の活動による収支	収入	長期貸付金回収収入	500
		その他の活動による収入	-
		その他の活動収入	500
	支出	長期貸付金支出	-
		積立資産支出	12,000
		その他の活動による支出	-
		その他の活動支出	12,000
		その他の活動資金収支差額	△11,500
		予備費支出	-
		当期資金収支差額合計	69,400

<計算書類に対する注記（法人全体用）>

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（抜粋）

	減価償却累計額	金額
有形固定資産		148,000 千円

<事業報告書>

従業者数（抜粋）

	従業者数	人数
期末総職員数（常勤換算）		256 名
平均総職員数（常勤換算）		252 名

(1) 解答用紙の解答欄にある各指標について計算をし、以下の指示にしたがって解答しなさい。

(解答にあたっての留意事項)

(注1) ⑨以外・・・最終の計算段階で、小数点以下第2位を四捨五入のうえ小数点以下第1位まで解答

⑨・・・・・・最終の計算段階で、千円未満の数值は切り捨てしたうえ千円単位で解答

(注2) 職員一人当たりサービス活動収益はサービス活動収益が1年間の実績であることに鑑み、平均総職員数(常勤換算)を用いて計算する。

(注3) 付加価値はさまざまな計算方法があるが、本問では便宜的に(経常増減差額+人件費)とする。

(注4) 回転期間のように、貸借対照表の項目と、事業活動計算書又は資金収支計算書の項目とを用いる指標について、貸借対照表の項目は前期末と当期末の平均値を計算に用いる考え方もあるが、本問では設問の便宜上令和6年度末(令和7年3月31日)の値を用いて計算しなさい。

(2) (1)の計算結果を踏まえて、解答用紙の①～③の各設問について、正しい方を解答欄に○を付しなさい。

## 注意事項

- ◇この問題用紙及び解答用紙の中では、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日／厚生労働省令第 79 号）と、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）を総称して、「会計基準」と表記している。解答に当たっては、令和 4 年 4 月 1 日現在の「会計基準」に基づいて答えなさい。
- ◇問題は大問 1 から大問 4 までであるので注意すること。なお、問題文は金額単位を省略して表示している場合があるので、特に指示のない限り、金額を解答する際には単位を省略して算用数字で示すこと（漢数字や 2 千などの表記は不正解とする）。また、解答がマイナスになる場合には、数字の前に「△」をつけて「△1,000」のように記載すること。